

part 2 インハウスマローヤーに聞く

The In-House Lawyer: Profile 01

新天地で
職域拡大に挑戦する若手弁護士

<経歴>

2000年10月 第53期司法修習生の修習終了
 弁護士名簿登録（二弁入会）
 アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・
 友常法律事務所）入所
 2002年4月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社
 現在 同社法務チームマネージャーとして勤務



弁護士（二弁会員） 茂木 小径
 スターバックスコーヒージャパン株式会社

●●● インハウスマローヤーになろうと思ったきっかけ

茂木弁護士は、司法修習終了後、大手渉外事務所に入所した。当時の顧客のほとんどが企業であったことから、案件がどのように法律事務所に持ち込まれ、弁護士の業務がどのように企業で生かされているのかについて興味を持った。それまで企業勤務の経験はなかったが、企業法務を取り扱う弁護士としては企業内で働いてみることも、今後、自分の役に立つのではないかと考え、次第にインハウスマローヤーという選択肢を意識するようになった。

そんな折、株式公開を済ませたばかりのスターバックスコーヒージャパン株式会社（以下「スターバックス」という）が、法務部門を強化するとのことで、法務経験者を募集しており、同社でインハウスマローヤーとして勤務することとなった。

●●● 組織体制、雇用の状況

茂木弁護士は、管理本部の総務法務グループの法務チームマネージャーとして勤務している。

法務チームには、茂木弁護士の他、数名の社員が所属しており、茂木弁護士は、同社員らの上司でもある。

勤務時間については、残業は日常的にあるものの、渉外事務所に勤務していた頃よりは帰宅時間も早めで、比較的規則正しいとのことだった。

なお、給与体系について、スターバックスにはインハウスマローヤー独自の給与体系というもの存在せず、あくまでも正社員としての給与体系を前提に、専門性

等の要素を考慮して決められているとのことだった。

●●● 業務内容

茂木弁護士の取り扱う業務は、各種契約書の作成、新規事業立ち上げの法的指導、株主総会や取締役会の法的サポート、商標等の知的財産法関係、コンプライアンス関係、米国本社との交渉・打合せなど多岐にわたる。

訴訟等の紛争処理については、「紛争処理業務は現在あまりないが、紛争が発生した場合の代理人業務は外部弁護士に委託する」とのことだった。

●●● インハウスマローヤーの特徴

一般の弁護士との相違点を尋ねたところ、「与えられた課題に対して外部から意見を述べるのではなく、生の事実から法律問題を発見し、その問題について法的助言を与え、それがどのように運用され、定着していくかという一連の過程の全てに日常的に関与することが、一番の相違点だと思う」とのことだった。

また、「ひとつの組織で、営業、マーケティングその他様々な部署の社員から相談を受けたり、共にチームを組んだりして日々一緒に仕事をしていくわけで、彼らの話や仕事内容を理解しつつ、法的助言を噛み砕いて分かりやすく伝えることが求められるため、コミュニケーション能力やチームワークが非常に大切である」と話していた。

反面、「法律事務所に比べて社内にはハード面やソフ

ト面の情報量が少なく、同業者と仕事をする機会も限られるため、弁護士としてのスキルアップを図るには自らの努力や工夫が必要となるであろう」とも話していた。

●●●その他

企業がインハウスローヤーに求めるものは何か、との質問に対しては、「当初から明確に求められていたというわけではないが、現在、日々の仕事において要求されていると感じるのは、社内で処理できる多くの案件の確実な処理、外部委託すべき案件や局面の見極

め、外部委託する際の外部の弁護士との的確かつ効率的なコミュニケーションなどである」とのことだった。また、企業側から外部の弁護士に求めるものについて尋ねると、「難しい場合もあると思うが、企業としては、単なるリサーチ結果やどちらにも解釈しうるような意見だけでなく、豊富な経験等に基づくリスクの提示といった、文献等の調査のみでは必ずしも分からない実践的な意見やアドバイスを求めていることが多い」とのことだった。

(取材：馬淵 泰至)

The In-House Lawyer: Profile 02

新種金融商品の 開発に挑む銀行員弁護士

<経歴>

1996年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
1999年4月 第51期司法修習生の修習終了
弁護士名簿登録（東弁入会）
同行に復職
2001年8月 米国ミシガン大学に留学（～2002年5月）
2002年8月 米国ニューヨーク大学に留学（～2003年5月）
現在 同行ストラクチャードファイナンス営業部に勤務



会員 本多 知則
株式会社三井住友銀行

●●●インハウスローヤーに至る経緯

本多会員は、大学在学中に司法試験に合格しつつも、卒業後は株式会社住友銀行（当時）に入行。その後、司法修習期間中を除き、一貫して同行において銀行員としての道を歩んできたという異色のインハウスローヤーである。

本多会員がインハウスローヤーの道を選んだ経緯であるが、正直なところ、司法修習中は法曹にあこがれた時期もあったが、銀行内で法務的素養を使った新しい金融商品の開発等に携わることの魅力を感じ、結局、同行に復職する道を選択したとのことであった。

●●●組織体制、業務内容

本多会員は、同行への復職当初こそ法務部に配属されていたが、現在は、ストラクチャードファイナンス営業部に所属している。

同部における業務内容は、「ストラクチャードファイナンス（仕組み金融）」とあるとおり、主にSPCを使った流動化、証券化や、ファンドの組成、信用リス

クヘッジのための金融手法等の新種金融商品の開発であり、同部内には、本多会員のほかNY州弁護士が1名、インハウスローヤーとして働いている。

●●●インハウスローヤーの特徴

業務内容については、法廷に立つか否かという点では大きく異なるものの、それ以外には、例えばストラクチャーの組成ひとつとっても、組成段階のリーガルチェックからドキュメンテーションまで行なうこともあるとのことであり、涉外弁護士の業務に近しいとの印象を覚えた。

他方、勤務体系については、一般行員と同様に、平日は8時台に始業し、終業は遅くとも10時、土日は完全にオフとのことである。なお、福利厚生その他の待遇も基本的に一般行員と同様であり、その点は給与面も例外ではない（苦笑）とのことであった。

●●●インハウスローヤーの魅力と将来の展望

インハウスローヤーの魅力は、何よりも一般の弁護

士以上に、ビジネスの点でより踏み込み、新鮮かつ必要な情報に直接接しうるといった点が挙げられるとのことであった。

今後の展望については、インハウスローヤーには、会社のコンプライアンス経営の徹底を図るといった使命が課されており、特に本多会員の所属している銀行の場合、現状、各部門に法的素養をもったスタッ

フが分散しているとも見受けられることから、将来的に、法的マターについての適切な指示系統を構築し、全体として統一的な法務判断をできるようにするための体制づくりに携わることが、インハウスローヤーとしての本多会員の今後の目標であるとのことであった。

(取材：深町 周輔)

The In-House Lawyer: Profile 03

法務担当社員から インハウスローヤーへ

<経歴>

1991年11月 株式会社東京ドーム入社
1997年4月 第49期司法修習生の修習終了
弁護士名簿登録（東弁入会）
株式会社東京ドーム再入社（営業許可取得）
顧問弁護士の法律事務所に2年間出向
審査法務部長として勤務

現在



会員 谷口 好幸
株式会社東京ドーム

●●● インハウスローヤーに至る経緯

谷口会員は、司法試験受験時代に株式会社東京ドーム（以下「東京ドーム」という）に入社し、弁護士登録後、現在に至るまで、同社に勤務するという異色の経歴を持つインハウスローヤーである。

入社当初、東京ドームに法務部がなかったため、谷口会員は内部業務審査部門である審査室に所属し、契約書の作成や確認、弁護士対応などの業務を行っていた。

その後、司法試験に合格し、1997年4月に弁護士登録し、再度、東京ドームに就職した（その際の弁護士会の営業許可の審査は厳格であったとのことである）。

谷口会員は、弁護士登録後2年間、東京ドームの顧問弁護士の法律事務所に出向し、実務の経験を積み、1999年4月、東京ドーム審査室に戻った。2002年4月、審査室が審査法務部に組織変更され、同年9月、審査法務部長に就任し、現在に至っている。

●●● 業務の内容

東京ドームの審査法務部は、審査室から組織替えしたという経緯もあり、内部業務審査を担当するほか、法務部として、経営上重要な意思決定に関しての法律的側面からの検討、立案、意見具申や契約書の作成、

苦情や紛争の処理業務などを行なっている。谷口会員によれば「外部の弁護士と連携して訴訟を進行したり、自ら弁護士名義で内容証明郵便を送付することもある」とのことだった。

弁護士資格取得後の業務内容の変化について尋ねると、「審査法務部は、法務部としての歴史が浅く、必要に応じて業務内容が変化、拡大している状況にあるが、弁護士資格取得後は、社内から以前にも増して信頼を寄せられており、計画立案段階における法律相談など種々雑多な案件に関与できるようになった」とのことだった。

●●● インハウスローヤーの特徴

一般の弁護士の業務との相違点については、「相談者が社内の先輩、同僚、後輩であって信頼関係が築きやすく、紛争解決業務よりも、紛争予防業務に重点が置かれている。組織の中で一定の役割、すなわち部下を取り纏め『部』をマネジメントしなければならない点も一般の弁護士との相違点であろう」とのことだった。

また、谷口会員は、当初から、東京ドームで勤務していたため、企業（組織）に勤務することの不自由さは特に感じていないとのことである。

●●●その他

谷口会員は、当会の紛議調停委員や、日弁連の「21世紀の弁護士像研究プロジェクトチーム」の一員となるなど会務にも携わっている。

また、谷口会員は、インハウスローヤーの現状につき、

「企業のコンプライアンスや社会的責任（CSR）に対する意識が浸透することで、インハウスローヤーの意見が尊重され、また、インハウスローヤーと会社の意見が一致しやすくなってきている」と述べていた。

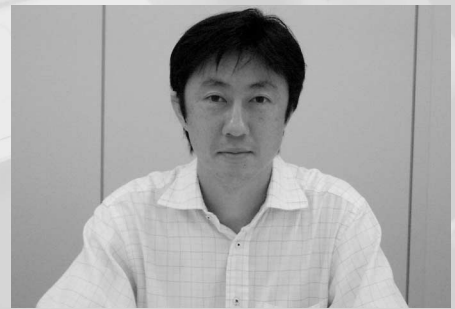
（取材：馬淵 泰至）

The In-House Lawyer: Profile 04

一般民事から インハウスローヤーへの転身

<経歴>

1996年 4月 第48期司法修習生の修習終了
弁護士名簿登録（埼玉弁入会）
1999年 4月 弁護士名簿登録換え（東弁入会）
2001年 10月 株式会社日興コーディアルグループに入社
現在 同社法務部に勤務



会員 竹内 朗
株式会社日興コーディアルグループ

●●●転身の経緯

インハウスローヤーには、企業法務に特化した大手渉外法律事務所からの移籍組が多いと思われがちだが、実は一般民事事件を中心に扱う中小法律事務所から転身する例も少なくない。

竹内会員の場合も、勤務弁護士時代には一般民事事件を中心に扱っていたごく普通の弁護士だったが、登録6年目を迎えて勤務弁護士卒業後の進路について考えた際、インハウスローヤーが選択肢として浮かび、情報が少ない中で同期のインハウスローヤーなどから情報を収集した末に、転身を決意したとのことである。

転身の決め手は、このまま独立してしまう前に自分の知識や経験の幅を拡げておきたい、企業の現場に身を置いて法律事務所ではできない経験を積んでおきたい、と考えたことにあったという。

●●●業務内容

同社の法務部は全18名で構成され、現在、法務部には竹内会員のほか2名（50期、52期）の弁護士が勤務している。

法務部のミッションは、業務推進支援とリーガルリスク管理の2つであり、ビジネス・スキーム構築や社内プロジェクトに関与して法的側面からコメントするのが7割、契約書チェックが1割、クレーム対応等の

紛争案件処理が2割というのが概ねの業務割合とのことである。金融機関の法務部の特徴として、当局対応をある程度意識するとのことである。

●●●インハウスローヤーの特徴

社内にある様々な情報が判断材料になるので、接する情報量が格段に多いこと、法的コメントを出すだけでなく、コメントに従って担当部署が行動することまで担保しなければならず、当事者意識が格段に高いこと、必然的にコメントの実現可能性や現実的な代替案まで意識することなどに加え、クライアントとして社外の弁護士に接することで、弁護士の良い面も悪い面もつぶさに分かることも一般の弁護士と比べた違いとのことである。

●●●インハウスローヤーの展望

企業社会における法務機能強化の趨勢や法科大学院の影響により、今後、インハウスローヤーが増加の一途をたどることは間違いないと考えているとのことである。ただ、弁護士会内におけるインハウスローヤーの認知度や発言力はとても低いのが現状であり、今後は組織化や様々な情報発信を通じてインハウスローヤーの認知度を高めていきたいという。

（取材：深町 周輔）